

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務 業務仕様書

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務（以下「本業務」という。）の受託者となった者（以下、「優先交渉権者」という。）は、発注者及び設計者並びに優先交渉権者の3者により組織される3者協議会（以下「3者協議会」という。）に出席し、本プロポーザル時において優先交渉権者から提案され発注者により採用された技術提案だけでなく、実施設計段階における更なる技術的提案及びVE提案を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

1. 業務名称

大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務

2. 業務委託料の上限額

金15,000,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

3. 履行期間

契約締結日から令和9年6月30日まで

4. 業務内容

(1) 実施設計内容の確認

優先交渉権者は、実施設計の内容確認を適宜行う。また、技術提案書の提案事項の内、実施設計に反映させる必要がある項目については、設計者に内容の説明を行い、実施設計に技術提案が適切に反映されていることを確認する。実施設計の内容確認および技術提案の実施設計反映において、疑義等がある場合は3者協議会において協議を行い、実施設計の品質向上に向けて必要な協力を行う。

(2) 施工計画の作成

優先交渉権者は、設計者が行う実施設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資機材の搬入計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(3) 技術情報等の提出（技術提案事項を含む）

優先交渉権者は、発注者から実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要となる技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り、見積根拠等を提出するものとする。また、技術提案以外の範囲においても、発注者からの求めに応じて同様に技術情報の提出について協力を行う。

(4) 概算見積作成業務

優先交渉権者は、本業務の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した概算見積書及びその算出の根拠となった資料を発注者に提出する。概算算出の方

法、施工条件等については実施設計の内容を踏まえた上で 3 者協議会において事前に協議するものとする。

(5) VECD 検討業務

優先交渉権者は、発注者の求めに応じて VECD 案を検討する。基本的には施工性の観点からこれを検討するが、設計内容の変更を伴う VECD 案の検討を阻害するものではなく、設計内容の変更が伴う VECD 案については 3 者協議会において提案協議するものとし、必要に応じて費用算出の協力を行う。

(6) 精算見積作成業務

作成した概算工事費に VECD 案を加味した金額が目標予算内に納まっていることを確認した上で、工事費の内訳書を付した精算見積書及びその見積条件を記載した資料を作成し、発注者に提出する。精算見積の作成は、原則として、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に実施することとするが、工事竣工予定に影響を及ぼさないように配慮し、設計成果物が部分的に引き渡される場合はその部分から概算見積の作成を開始するなど、柔軟な対応を検討すること。

(7) 業務報告書の作成

優先交渉権者は、業務の成果として報告書を作成する。

5. 業務の配置技術者等

配置技術者として技術協力業務管理技術者（本業務に関し、主として指揮、監督を行う者）および建築（総合）・建築（構造）・電気設備・機械設備（給排水衛生、空調管理）・建築コスト管理の各担当者を配置すること。管理技術者または建築（総合）の担当者は、3 者協議会に出席するとともに、優先交渉権者における組織の取りまとめ及び業務の管理を行うこと。なお、管理技術者と建築（総合）の担当者は兼務を可とする。

6. 業務の成果物

業務が完了したときは、次の成果物を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 工事工程表
- (3) 総合施工計画
- (4) 総合仮設計画
- (5) 工事費概算見積書（根拠資料を含む）
- (6) VE提案書
- (7) 技術提案に関する成果物
- (8) 工事費精算見積書（内訳明細および根拠資料を含む）
- (9) その他発注者の指示するもの

※上記成果物は、原則、紙媒体で提出とするが、部数については協議とする。また、電子データとしても提出すること。なお、データ形式及び提出形状等は発注者と協議すること。ただし、図面

データ形式はPDF形式、DWG形式、DXF形式、JWW形式の4形式で提出とする。

7. 特許工法等について

優先交渉権者は、技術協力業務の中で、構造または設備等のVE提案において、優先交渉権者が所有する特許技術を使用した技術提案（以下、「特許工法」という。）が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、特許工法を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特許工法採用に起因する場合、その責任は優先交渉権者が負う。

8. 支払条件

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1) 前払金 | なし |
| 2) 部分払 | 令和8年度1回（年度末に必ず請求すること） |
| 3) 支払限度額 | 令和8年度 8,096,000円（消費税および地方消費税相当額を含む。） |